

阿賀野市選挙管理委員会告示第 28 号

令和6年4月21日執行予定の阿賀野市長選挙及び阿賀野市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月3日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

- 1 被登録資格決定基準日 令和6年4月13日
(ただし、年齢については、令和6年4月21日とする。)